

朝鮮時代初期における王位継承争いと「投壺」

平木 實

はじめに

「投壺」は、高句麗、百濟などが、早くから中国文化の影響を受けるなかで伝播されていた儀礼であるが、その後高麗時代には、ほとんど行われなくなっていたように思われる。

ところが、朝鮮王朝時代にはいつて、最初の王位継承争いが終わった第三代の太宗時代に、突如として「投壺」が復活して催されるようになった。朝鮮時代初期の王権と官僚との関係について考察を進めていくなかで気づいた事象の一面であるが、その実態について考察を進めるあいだに、朝鮮王朝時代にはいり、刑法として中国の明律が導入されて施行されるようになって以後、国王や国家に対する反逆罪を犯した者にたいする刑罰に、連坐・縁坐制が徹底して適用されたところから、初期の王位継承争いをめぐって、多数の支配階層の官僚及びその家族、親族がこの明律を適用されて重い刑罰を科された事実があり、その悲惨な法制によって生まれた王族と官僚間との信頼関係を修復するために、国王が考案した方法の一として、酒宴などと共に、この「投壺」が行われるようになったのではないかとという点に着目して考察を試みたものが本小報告である。

すでに、世祖の宗親・功臣親和策について考察し、世祖が酒席を設けて盛んに宗親と官僚たちとの親睦をはかっていたことについて論究され

てはいるが^①、「投壺」については、言及されていないので、本報告はそれを補完する意義があると考ええる。

一、太宗の王位篡奪経緯

世祖（在位一四五〇～一四六八）の王位篡奪事件について説明する前に、まず王朝初期に起きた王位継承争いについて簡略にみてみる。

太祖李成桂（在位一三九二～一三九八）には、芳雨、芳果、芳毅、芳幹、芳遠、芳衍、芳蕃、芳碩の八人の王子がいた。芳雨から芳衍までの六人は、王妃韓氏の所出であり、芳蕃と芳碩は継妃康氏の所出であった。『朝鮮王朝実録』の記録によれば、太祖元年八月、家臣の裴克廉、趙浚、鄭道傳などが、王位後継者となる「世子」を確定することを要請した。その際、三人は、年功と功勞を配慮して決定してもらいたいと要請した。つまり、長子の芳遠を予測していたものと思われる。国王は継妃の康氏の意向が芳蕃にあるのを重んじて、芳蕃を建てようとしたが、芳蕃の性格が狂奔であるという理由から、功臣などがそれに難色を示した。そこで功臣たちは、ひそかに話し合い、国王はどうしても康氏が生んだ子を立てようとするであろうから、末子なら差し支えないだろうとした。そこで国王は、ついに末子の芳碩を立てることにした^②。

しかし『大東野乘』所収の『東閣実記』によれば、太祖は後継者の決

定にさいし、裴克廉などを召し出して諮ったところ、裴克廉などは、平時であれば嫡子を、乱世であれば功勞を先に考えて決定すべきであると答えたので、それを密かに聞いていた康氏の泣き声が外にまで聞こえてきたという。それでその話し合いは中断した。後日、太祖は再度裴克廉などを召し出して諮ったが、その時、裴克廉などは、同じ話を持ち出しではならないとして退席した。しかし康氏は必ず自分の子を立てようとするから、芳蕃は狂暴であり、末子ならば稍可能であると話し合い、結局芳碩を世子に立てていただきたいと要請した^③。

鄭道傳、南閭等は、芳碩側について諸王子を疎み、除去しようとはかり、密かに太祖に、王子をすべて地方の王に封じる中国の例に従って王子たちを各道に封じることを要請した^④。

ところが、卜者の安植が、「腹違いの王子のなかにも天命を受ける者が一、二ではない」といったので、鄭道傳は、「ただちに之を除けばなにを患らおうか」といったために、義安君（太祖の弟）和がそれを知って五男の太宗に告げた^⑤。

一三九八年の秋八月、太祖が病に臥したので、鄭道傳などは、王の居所を移転することを議論すると偽って、諸王子たちを招き入れ、乱を起こすことに同調する者を内部に留めて謀議をこらさせたが、このことが太宗に漏れた。時に太宗は、諸兄とともに勤政門外にいたのであるが、このときから血なまぐさい継承争いはじまったのである。太宗が鄭道傳などを探したところ、李稷とともに南閭の妾の家にいるのを発見したので、火矢を放って放火したところ、鄭道傳は隣家の判奉常閔富の家に逃げ込んだ。閔富が、白髪で腹の出た者が入ってきたと叫んだので、兵士たちが入っていくと、鄭道傳が、剣を持ってはい出してきたので、捕らえて太宗の前につきだしたところ、鄭道傳が「もしも自分を生かしてくれれば全力を尽くして補佐いたしましょう。」といった。太宗は、「お

前は、すでに王氏を見捨て、さらにまた李氏を見捨てようとするのか」といって、その場で切り捨てた。さらにその子の游と泳も殺害された。こうして建国のさいに最も貢献した鄭道傳は、処罰されたのである。南閭は、こっそりと逃亡して弥勒院の圍幕のなかに隠れているところを追撃した兵士によって殺害された^⑥。

いっぽう、芳碩の党は、軍を出そうとして奉元良に城に登らせ、偵察させたところ、光化門から南山まで武装した騎兵が充満していたので、恐れおののいて敢えて出ようとはしなかった。人々は、それを神助といった。太宗は、入直したすべての兵士に出てくるようにと命じたので、兵士たちがあいたがって城外に出てきたために、勤政門の南側は、無人になった。

翌朝の明けがた、太祖は、清涼亭に居所を移した。そこで趙浚などが百官を率いてはいり、鄭道傳、南閭らの罪について上啓して、再度世子を封じることを要請すると、太祖は、芳碩に、「お前は、楽になった」と述べたので、芳碩は、拜辞し、賢嬪が泣きすぎるのを振り切って出て行った。芳蕃も出してくれるよう要請したので、太祖が「汝が去ることは妨げない」といったので、西門から出て行った。その時、太宗が「汝が私の言うことを聴かなかつたためにこういうことになってしまった。さらばさらば」といって送り出したが、芳蕃は、都堂から追撃した兵士によって途中で殺害された。恭靖王（芳果）は、この日、祈祷のために昭格殿に齋宿していたが、変を聞いて徒歩で城外に出て、禿音の村家に隠れていた。翌日、太宗が使いを出して帰るよう要請したので、帰ったところ、太祖がこの恭靖王に伝位したのである^⑦。

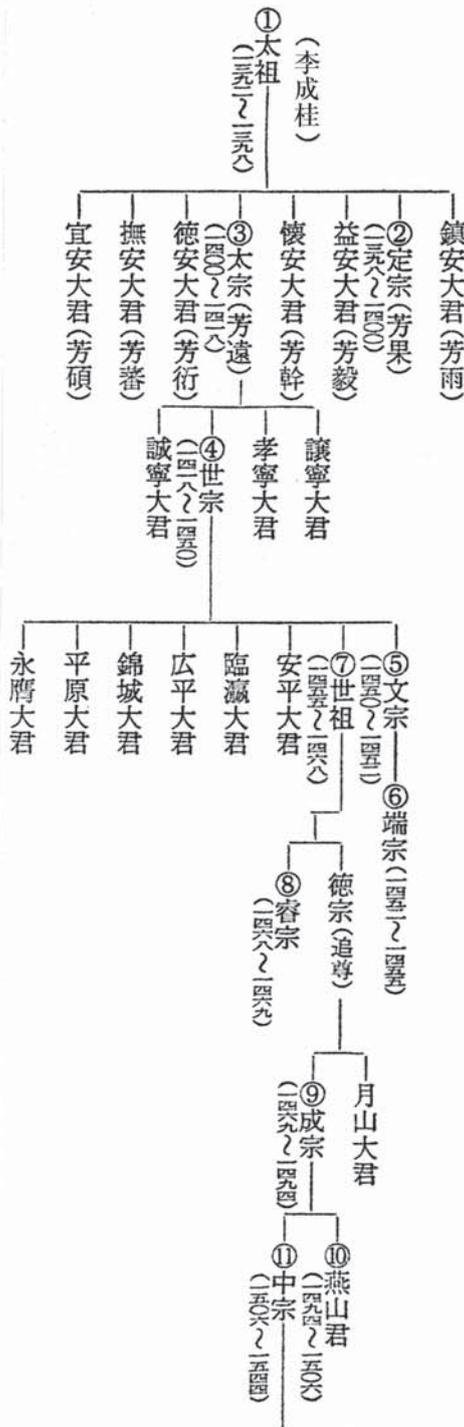
これが第二代の国王定宗（在位一三九八～一四〇〇）であり、太祖七年九月の出来事である。

ついで定宗二年正月に、太祖の四男の芳幹が蜂起したが、敗れて流配

され、芳遠が世子に封じられた。しかし定宗は、在位僅か二年で芳遠に王位を譲った。これが第三代の国王となった太宗（二四〇〇〜一四一八）である。この太宗代に、朝鮮王朝時代にはいり、はじめて「投壺」の儀礼が行われたことに注目したい。つまり最初の王位継承争いで、もっとも中心的な役割をはたして活動したのが、この太宗（芳遠）であったからであり、またもつとも建国の功臣たちを処刑した人物でもあったからである。

二、世宗の王位継承

太宗は、はじめ長子の提を立てて世子と定めていた。しかし性格に問題があり、廃しようとしたが、吏曹判書の黄喜、李禔らはそれを不可と



朝鮮初期王室世系表

した。ところが柳廷顕が廢位に賛成したので、第三子の褥を世子に立てた。これが第四代の世宗（在位一四一八〜一四五〇）である。

世宗は英邁な国王として様々な文化事業を展開したことについては、周知の事実であるが、王位を譲った太宗が、上王として軍事権を掌握していた時期に、都總制沈沆が「兵曹判書朴習、姜尚仁などが、号令が二所から出るの是一所から出るにしかず」と言っているという話を聞いて激怒し、上記の三名および吏曹參議李灌、領議政沈温など一〇余名を殺害した。世宗には男子が一八人いたが、世子珣（キョウ）、琛（ジュウ）、瑒（ヨウ）、璆（キョウ）、璵（ユ）、璠（ハン）、璩（キョウ）、璫（ジャン）、璿（ジュウ）、瑛（イン）の八人は王妃沈氏の子である。ちなみに本稿でとりあげる朝鮮時代初期の王室世系表を図示すれば次のようになる。

三、世祖の王位継承

世宗が崩御すると長子の珣が王位を継承した。これが文宗（一四五〇～一四五二）であるが、わずかに在位二年で崩御したために、世子弘暉（コウイ）が一四歳の幼冲で王位を継承した。これが第六代の端宗（一四五二～一四五五）である。しかし叔父たちの権勢に圧倒される環境に置かれ続けた。文宗は、死に臨み、領議政皇甫仁、左議政南智、右議政金宗瑞に命じて、端宗の補佐をさせることにしたのであるが、南智が病気を理由に辞退したので、左賛成鄭策が左議政についた。そのほか世宗の付託を受けて、集賢殿学士の成三問、朴彭年、河緯池、申叔舟、李埏、柳誠源なども補佐することになっていたが、次男の瑑（世祖）が王位篡奪に走り、端宗にたいして自ら絞首させ、金宗瑞、皇甫仁などの多数の官僚を殺害したあと、三男の安平大君瑑も謀叛を企てていて江華島に流配した。その後安平大君は、側近官僚の強力な主張によって死を賜った。また弟の錦城大君瑜をも殺害した。このように、王位を篡奪するために周到な準備を進めて反対派の官僚を徹底的に弾圧し、端宗三年六月に端宗に讓位せざるを得ないようにしたのち、王位についたのが第七代の世祖（在位一四五六～一四六八）である。この世祖の王位篡奪にたいして、今度は、端宗に忠義を尽くしていた官僚たちが憤激して立ち上がり、端宗復位運動を起こしたのであるが、それが発覚して、謀叛を企てたということから、連坐・縁坐して刑罰に処せられた官僚が、七〇余人にも達するという大事件に発展した。この大事件が一段落した後、「投壺」を開催する機会がしばしば設けられるようになった。それまでこの「投壺」は、開催されても王族と宗親たちの間だけで催されるのが通例であった。ここで注目すべき事は、それまで主として王族と宗親たちとの間だけで行われていたこの「投壺」の場に、官僚たちも参加させるようにしたこと

である。王位篡奪という行為によって、多数の官僚が殺害され、その家族、親族が連坐法によって刑に処せられたこの王位篡奪をめぐる大事件は、両班支配階層全体に大きな波紋をひき起し、その後「投壺」が盛んになっていったと考える。

『経国大典』巻五、刑典【用律】条に、「『大明律』を用いる」とあり、国家を危機に陥れるような謀反を企てた場合、『大明律』の刑律が適用されることになっていたことについては、上述したが、『経国大典』には、

凡そ謀反、大逆、但いは共謀者は、首従を分かつず、皆陵遲死に処す。父子年一六以上、皆絞り、十五以下及び母女妻妾祖孫兄弟姉妹若子の妻妾は、功臣の家の奴と為す。

と定められていて、処刑された者の妻妾などの婦女子は、功臣に給付されることになっていた。従って端宗の王位復位に参画した官僚たちの婦女子の処罰も、この連坐制の規定が適用された。

端宗の王位復位運動の結果、乱臣に縁坐・連坐して、刑に処せられた官僚家族の婦女子は、次のように、各官僚に賜与されており、その氏名が記録されている。

桂陽君瑄・李小童妻千非、李公澮妻同伊、沈上佐妻彌飛乙介・女繼今
翼峴君璉・李湛妻召史、朴耆年妻無作只、李午女平同、李裕基妹孝全
領議政鄭麟趾・朴彭年妻玉今、金承珪妻内隱非・女内隱今・妾女閑今
左議政韓確・趙清老母德敬・妻老非、崔得池妻莫德、李賢老妾女李生
右議政李思哲・李賢老妻召史、閔甫昌妻豆多非、金有德妻今音伊・女玉時
雲城府院君朴從愚・成三問妻次山・女孝玉、李承老妹者斤阿只
左賛成尹師路・皇甫欽妻石乙今、朴晴妻吳德・女孝非

右贊成鄭昌孫·李裕基妻雪非·女加仇之·末非·莫今、成三顧妻四今及一歲女子
 坡平君尹巖·李承胤妻加隱非、池和妻莫今
 前判中樞院事李季甸·李徽妻列非、許慥妻安非·女義德
 右叅贊姜孟卿·李滋源妻維那·妹、李塏妻加知
 判中樞院事李澄石·李潤源妾粉非、李耕稼妻孝生
 花川君權恭·朴引年妻內隱非、鄭孝康妻寶背
 右叅贊黃守身·元矩妻召史、高德稱妻甫今·女信今
 禮曹判書朴仲孫·李諧妻終今·女佛德、佛非、金有德妹莫莊
 兵曹判書申叔舟·崔汚妹善非、趙完圭妻召史·女要文
 中樞院事權蹲·李石貞妻召史、權自愼妻於屯·女仇德
 吏曹判書權擘·友直妻五臺、金玄錫妻英今
 中樞院事朴薑·尹令孫妻塔伊·女孝道、李反敬妾莫生
 大司崔恒·金文起女終山、崔得池妾地莊非
 兵曹叅判洪達孫·成三省妻命守、鄭孝康妾孝道·女山非
 判內侍府事田昀·成孟瞻妻現非、崔斯友妾玉今
 雞林君李興商·沈愼妻石貞·女金正·銀正、成勝妻未致
 都節制使楊汀·李義英妻孝生、趙克寬妻現伊
 吏曹叅判具致寬·朴詢妻玉德、朴憲妻敬非
 前藝文提學尹士昀·宋昌妻召史知、皇甫錫妻召
 都節制使柳洙·李末生妻關睢·女敬非、金文起妻奉非
 同知中樞院事奉石柱·朴大年妻貞守、宋石同妻召史躡
 同知中樞院事康袞·金承珪女叔熙、權着母甫音末
 禮曹叅判洪允成·朴季愚妻小非、金承璧妻孝義
 左承旨韓明澮·柳誠源妻未致·女白代、李命敏妻孟非
 右承旨曹錫文·黃善寶妻福中·女德非
 僉知中樞院事柳河·李昊妻介叱知·女木今
 吏曹叅議元孝然·尹處恭女叔非、鄭元碩妻萬今
 端川郡守崔濡·崔致池妻未致、崔閏石妻奉非
 刑曹叅議黃孝源·黃善寶妹召史、李裕基女小斤召史
 兵曹叅議韓終孫·趙蕃妻召史·女義貞、黃義軒妻卜非
 左副承旨尹子雲·元矩妹心伊、趙完圭女加伊
 右副承旨韓繼美·尹渭妻召史、鄭冠妻信敬
 慶尚道觀察使曹孝門·李義山女召史莫今
 兼判通禮門事李克培·李禎祥妻三非·女現非·貞非、崔得池妻磨杯
 判宗簿寺事權愷·尹涇妻召史、成三聘妻義貞
 上護軍柳淑·奉汝諧母小非、妻丁順
 判軍器監事金碩·閔甫興妻石非、李潤源妻大非
 知兵曹事權軀·大丁妻者斤、河緯地妻貴今·女木今
 成均司成鄭守忠·李保仁妻勿才、女玉石
 上護軍柳泗·趙完圭妹精正、崔斯友母召史
 禮賓寺尹權攀·植培女貴非·貴莊·貴今·小斤非、俞應孚妻若非
 大護軍安慶孫·閔仲妻禹非、女山非
 大護軍洪純老·李智英母石乙今、妻終非、女銀非
 大護軍趙得琳·宋寧妻召史、權着妾卜加伊
 大護軍李克堪·金堪妾貴德·女小非、李穰妻月非
 直藝文館柳子混·仲銀妹貴德·女貴非、張貴男妹末非
 大護軍林自蕃·鄭朶妻順非、李石貞妾末生·女甘勿
 前護軍金處義·大丁母內隱伊、金堪妻召史、女卜今·末今·阿只
 司僕少尹韓瑞龜·崔沔母召史、妻占勿阿只·女夫虛非
 典農少尹宋益孫·崔致池妻德非、女白伊
 軍器副正薛繼祖·李承老妻孝貞·女叔和、李午妻少叱知
 司宰副正權擎·李義山妻叅軍、女阿乙今

軍器副正洪順孫・鄭冠母召史、張貴男妹鶴非
兼軍器副正郭連城・許慥母花山、妹小斤召史
護軍崔閔・權着妻季非、女順非

前副司直李蒙哥・趙順生妻加叱非、金善之妻内隱伊・女加也之
都承旨朴元亨・李石貞女甘尙、崔沔妹莫非

以上のように、王位篡奪に協力した六四名の臣下に対して、一七三名に達する婦女子が与えられている。上記の処罰をみると、大明律に定められた功臣というのは、事件の解決に功労のあった人士のすべてを含むようで、武官の大護軍、護軍をはじめ、軍器副正、典農少尹、直芸文館などの官吏までを指していたことがわかる。縁坐・連坐した婦女子は、身分を賤民に格下げされて、個人の所有物として下賜されたわけである。すくなくとも王位継承争いに関わった人士の大多数は、高麗末以来の名門出身、或いは、太祖が建国する際に、功労のあった臣下たちの婦女子であったと考えられるから、同じ支配階層社会に与えた衝撃は、大きなものがあつたと考える。ここに、王位を篡奪した世祖が、王権の下で、行政を担当する支配階層の信頼を取り戻すために設けたのが、宴席であり、その宴席の場で同時に催すようにしたのが、「投壺」であつたと考える。それは、「投壺」儀礼自体に、精神的修養を強調する意味が強調されていたからであると思われる。

四、朝鮮時代以前の「投壺」の概略

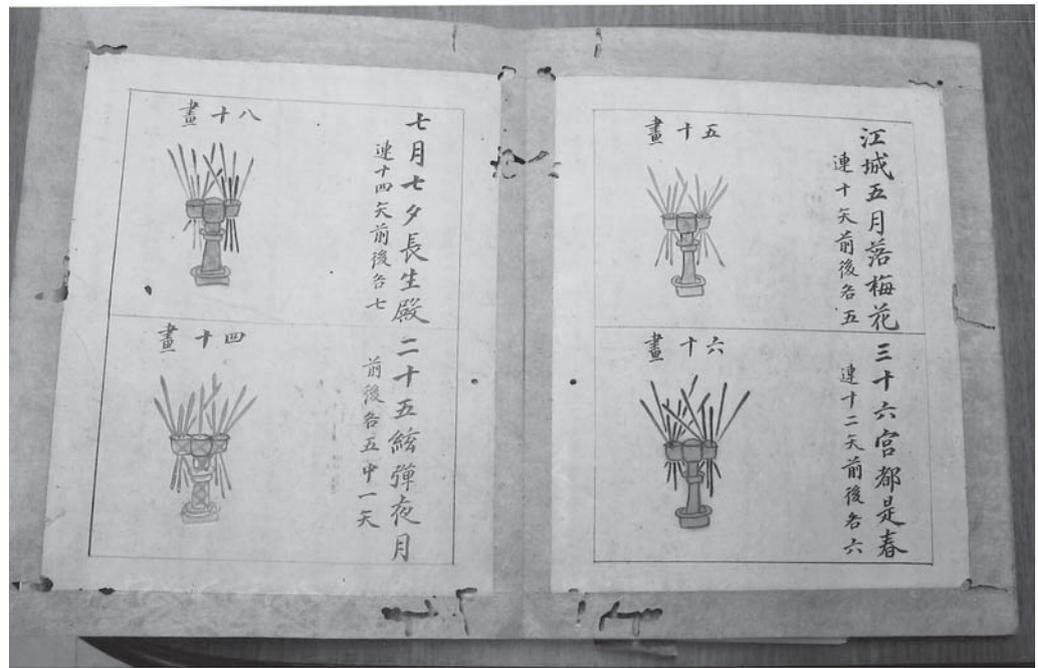
「投壺」は、古く中国で生まれたものであること、また中国でも盛んに酒席などで娯楽の一つとして楽しまれていたことについては様々な文献に記載されている。つまり、短く細い矢（室内で行うばあい、矢の長さは、

堂上では、二尺八寸、庭上では、三尺八寸）を壺（朝鮮時代は、青銅製）に投げ入れて、その命中率を競う競技で、『禮記』投壺第四十には、堂上で行う「投壺」の作法について詳細に記述されている。

「投壺」を儀礼とみるか、遊戯とみるか、或いは競技とみるかについては議論が分かれるところであるが、朝鮮時代の場合は、初期には精神修養の意味で行われたのに対し、時代が下るにつれて賭博性を持つようになっていった一面が見られ、時代によって解釈が変転している。この投壺は日本にも早い時期に伝播していた模様で、正倉院の御物のなかに投壺と投壺矢が所蔵されている。また平安時代には、『源氏物語』や『枕草子』にも登場する娯楽として注目されている面もあり、東アジアの広い範囲にかけて古くから普及していたものと考えられる。



投壺（青銅器製）韓国・湖巖美術館蔵



『投壺譜』の一場面

『統投壺譜』（刊年・著者未詳 ソウル大学校圭章閣蔵）

この「投壺」が、中国から百済や高句麗にも早くから伝播していたことについては、中国の『周書』、『北史』、『隋書』、『新唐書』に記載されている。その原文を示せばつぎのようである。

俗重騎射、兼愛墳史。其秀異者、頗解屬文、又解陰陽五行、用宋元嘉曆、以建寅月為歲首、亦解醫藥卜筮占相之術、有投壺擲蒲等雜戲、然尤尚奕棊、僧尼寺塔甚多、而無道士、

〔周書〕列伝 卷四九 列伝第四一 異域 上 百済条)

其人雜有新羅、高麗、倭等、亦有中國人、其飲食衣服、與高麗略同。若朝拜祭祀、其冠兩廂加翅、戎事則不。拜謁之禮、以兩手據地為禮。婦人不加粉黛、女辮髮垂後、已出嫁、則分為兩道、盤於頭上。衣似袍而袖微大。兵有弓箭刀。俗重騎射、兼愛墳史、而秀異者頗解屬文、能吏事。又知醫藥、著龜、與相術、陰陽五行法。有僧尼、多寺塔、而無道士。有鼓角、箜篌、箏等、篪笛之樂、投壺、擲蒲、弄珠、握槳等雜戲、尤尚奕。

〔北史〕列伝 卷九四 列伝第八二 百済)

・…有僧尼、多寺塔、而無道士。有鼓角、箜篌、箏等、篪笛之樂、投壺、圍棊、擲蒲、握槳、弄珠之戲、尤尚奕。

〔隋書〕第八一卷 列伝 四六 百済)

王服五采、以白羅製冠、革帶皆金釧、大臣青羅冠、次絳羅、珥兩鳥羽、金銀雜釧、衫袖袖大口、白韋帶、黃革履、庶人衣褐、戴弁、女子首巾幘、俗喜弈、投壺、蹴鞠。食用籩、豆、簠、簋、鬯、洗。居依山谷、以草茨屋、惟王宮、官府、佛廬以瓦。甕民盛冬作長坑、焜火以取煖、其治、峭法以繩下、故少犯。叛者叢炬灼體、乃斬之、籍入其家、降、敗、殺人及剽劫者斬、盜者十倍取償、殺牛馬者沒為奴婢、故道不掇遺、婚娶不用幣、有受者恥之、服父母喪三年、兄弟踰月除、俗多淫祠、祀靈星及日、箕子、可汗等神、國左有大穴曰神隧、

毎十月、王皆自祭、人喜學、至窮里廝家、亦相矜勉、衢側悉構嚴屋、號局堂、子弟未婚者曹處、誦經習射、

〔新唐書〕列伝卷三二〇 列伝 一四五 東夷伝 高句麗

上記の資料などから、百濟、高句麗には、早くから「投壺」が他の遊戯具などとともに伝播していた。新羅に関しては記録がなく、判然としない。正倉院に所蔵されている「投壺」は、唐から搬入されたといわれているので、新羅とは関係がないと思われるが、高句麗や百濟で行われていた「投壺」が新羅で全く行われなかったとは考えにくい。しかし『三国史記』の新羅に関する記事には、「投壺」に関する記録を残していない。ついで記録にあらわれるのは高麗時代の睿宗十一年（一一一六）一二月の記録である。

壬午、御清博閣、命内侍良倍令池昌洽、講禮記中庸・**投壺**二篇、謂邦文閣学士等曰、投壺、古禮也、廢已久也、宋帝所賜、其器極為精備、將試之、卿等、可纂定投壺儀并圖、以進。

〔高麗史〕卷一四 世家一四、睿宗十一年二月壬午・二三日条

「投壺」が廃止されて久しいにもかかわらず、国王は『禮記』の投壺に関する記述について講じさせている。それは宋に派遣された使節が宋の皇帝から投壺の器具を賜与されてきたので試してみようとしたところから再び始まったことを示している。

しかし『高麗史』には、「投壺」に関する記録はこれ以外にどこにも見当たらず、その後の高麗時代に引き続き「投壺」が行われたかどうかについては定かではない。

五、朝鮮時代における「投壺」の展開状況

ついで朝鮮王朝にはいつてからはどうであったのだろうか。最初に記録にあらわれるのは、太宗一七年のことである。なぜ太宗が「投壺」を始めるようになったかという理由を示す記録は見当たらないが、朝鮮王朝にはいつていらい、ほかの国王が行わなかった「投壺」を太宗が始めて行うようになったのは、王位継承争いによって失われた宗親間の信頼関係を取り戻そうとしたのではないかと思われる。

なかでも本小考と特に関連するのは、『禮記』投壺条の末尾に記述されたつぎの内容である。つまり、魯の国で、「投壺」の際に、先輩が若い人々を戒めていつたとされる記述である。

・ ・ ・ (中略) 昔、魯の国では、投壺の際に先輩が若い人々を戒めて言つた。「誇ることなかれ、驕ることなかれ、かつてに立ち上がるなかれ、離れた人に言葉をかけるなかれ。かつてに立つたり、言葉をかけたりしたら、罰杯を命ずる」^⑩

王族と臣僚との信頼関係を築き、王位継承をめぐる血なまぐさい政争が二度と起こらないように、臣僚たちに、「驕ることのないように。かつてに立ち上がることのないように。かつてに立つたら罰杯を命ずる。」という言辞を強調したのではないかと考える。

太宗代には、太宗一七年六月に二回、および同一七年六月に一回の計三回にわたつて、「投壺」が行われているが、その際は、王族、宗親だけを同席させて、王宮内の廣延樓で酒宴を設け、「投壺」を行わせている。この時には、賞品などを賜与している気配はない。^⑪

つぎに世宗代にはいると、宗親が「投壺」をするのを国王が見学し、

共に楽しむという事例が多い。その開催場所は、慶會樓に変更されており、国王が賞品を提供し、勝利者に賞品が多く与えられている。¹²⁾

それに加えて、「投壺」に対する解釈が変化してきている一面がある。国王は、世子が王宮の奥深いところで暮らしているので、人に接する機会がなく、人に接すると顔色が変わるといふ有様であるから、宗親が「投壺」・射侯を行う際に、同席させて人に接することを学ばせようとしたのであるが、官僚のなかには世子は学問をすべき時であって、雑事を学ぶ必要はないと反対する者がいた。つまり当時の官僚たちのなかには、「投壺」を雑戯と考えている者もいたことがうかがえる。世宗は、その時、「投壺は古人が心の正邪を見るためにおこなったものである」として、射侯は世子にはみせないが、「投壺」には同席させることにしている。¹³⁾ その五年後に世宗は、郷飲酒の禮は、長幼の序を明らかにし、矢を放つて徳を示すものであり、「投壺」の儀禮は、心を修養するものであるにもかかわらず、単に豪侠の士の遊戯と思ひこんでいる面があること、またどうすれば弓矢をもって禮儀として符合させ、主人と客が互いに尊敬しあうことができるだろうかとも述べている。¹⁴⁾

世宗は、「投壺」を世子教育の一環としても必要であると考えていたの
で、春・秋に弓術を、夏に「投壺」を、冬に擊毬をおこなう際に、世子も諸勳盟と同席して世務を論じさせれば、見識が高まるのではないかと考えていた。これによれば「投壺」は夏に催す行事であると一般的に考えられていたことも判明する。¹⁵⁾

高麗時代の睿宗代における解釈、及び朝鮮時代の世宗代の解釈にも精神修養の面から意義があると主張される根拠は、前記した『禮記』投壺条にみえる「魯の弟子に令する辞に曰く、おごることなかれ、おごることなかれ、背き立つことなかれ、越えていうことなかれ、背きたち越えていえば、常爵あらんと。薛の弟子に令する辞に曰く、おごることなか

れ、おごることなかれ、そむきたつことなかれ、越えていうことなかれ、かくのごとき者は浮せん」という言辭であろうと考える。太宗代から世祖代にかけては、この言辭を宗親や官僚たちに植えつけるために、「投壺」を頻繁に行つた形跡が濃厚である。

つまり、世祖代になると、王位を篡奪した後、反対派の勢力である王族と官僚と、それに関連して連坐・縁坐した家族、親族に対する処罰が一段落した段階で（世祖二年九月）、多数の官僚を殺害するに及んだあまりにも凄惨な事件であったところから生まれた王族と宗親、両班官僚との信頼関係を取り戻すために、この「投壺」を活用したと考えられる。

世祖三年二月、世祖は、都鎮撫（都總管）五衛都總府で軍務を総括した最高の官職、正二品職）、及び宰樞に命じて投壺をおこなうことを命じた。¹⁶⁾

これまでは、王族、宗親のみで構成していた「投壺」に文官の最高官僚と軍事機構を総括する官僚を参加させたのである。

その五ヶ月後の七月二日、世祖は慶會樓に赴き酒宴を設けた。宗親の二品以上、議政府・六曹の参判以上と延昌尉安孟聃（世宗の次女と婚姻、世祖元年に原従功臣に封じられる）及び河城尉鄭頭祖（領議政鄭麟趾の子、世祖の長女と婚姻）判中樞院事李澄石（世祖の王位篡奪を補佐、佐翼功臣）と鷄林君李興商（世祖を補佐、靖難功臣）、漢城府尹李純之（天文学者、世祖三年禮曹参判）・洪元用、藝文館提學金末（儒学者）、京畿觀察使李承孫（世祖の佐翼原従功臣）などのほか、宣伝官、部将、鎮撫、司僕官なども同席して左右に分かれ、或る者は射侯を、或る者は「投壺」をおこなった。そのとき、世子、宗親、宰樞たちが国王に献杯しているところから、国王もそれを見学していたことは明らかである。さらに鐘を打ち鳴らして、王宮内の軍士たちを慶會樓の池の畔に集めて酒宴をはった。¹⁷⁾

こうして世祖は、王位篡奪のさいに協力した官僚たちの慰労をはかるために、酒宴を設けて「投壺」の参加者の範囲を大幅に拡大し、官僚や

兵士たちとの信頼関係の確立をはかった。世祖が在位一四年間の間に「投壺」儀礼をおこなった記録は、四回あり、三年一〇月と四年七月におこなったさいには、宗親と宰枢に範囲を限定している¹⁸⁾。

しかしその後の残り一〇年間の在位期間中には一度も実施していない。三年七月と一〇月に実施したさいには、鄭麟趾、姜孟卿、申叔舟、申碩祖、洪允成、曹錫文、権摯、鄭軾などに鹿皮を一枚ずつ与えて賭けさせているので、この時から賭博性を帯びはじめていたことも判明する¹⁹⁾。

ところで、世祖のこのときの発言で注目されるのは、鄭麟趾などに対する発言である。

「漢の高祖は功臣を保全できず、前年に韓信を殺害し、彭越を殺害している。これは彼の失敗である。」と述べたのにたいし、鄭麟趾は、「漢の高祖がよく進言を聞き入れ、人材をうまく用いたことが漢の王業の興隆した所以であります。」と答えて、鄭麟趾はすかさず、「国王は、臣僚の進言を尊重すべき」ことを提言している。それに対し、世祖は、「その通り。昔からいうではないか。尋ねることを好めば豊かになり、自分の意志だけを用いるならば小さくなる。自ら師を得ることのできる者は王業を遂行でき、他の人間は自分に及ばないと思う者は、滅ぶであろうという意味であるが、君道の体制というものは、この言に過ぎるものはない。」と述べ、官僚たちを信頼してその進言をよく聞き入れる意向を表明することによって、信頼関係の確立に努めていたふしがみえる。国王が、国家の運営は、国王と官僚の信頼関係に基礎を置く相互依存関係にあることを承認したことがよく分かる一例である。

ところで、「投壺」が実施された特異な例として、明国の使者がきた際に、「投壺」を楽しんだ記録があることである。したがって明国では、この当時、「投壺」儀礼が官僚を中心に、流行していたので、中国から往来する使節を接待する儀礼、娯楽としてこの「投壺」が盛んに行われた形

跡も濃厚である。したがって、太宗、世宗、世祖が盛んに「投壺」儀礼を実施するようになったのは、王族と官僚との信頼関係を修復する意味と共に、中国で盛行している「投壺」儀礼を行っても社会的に批判にさらされる行事ではない面があったからでもあろう²⁰⁾。

六、成宗代における投壺儀礼の新たな展開

ついで成宗代（在位一四六九～一四九四）には、まず「投壺」をおこなう意義について確認をしたあと、それまでよりもさらに参加者の範囲を拡大して実施した形跡が濃厚である。

「投壺」をおこなう意義としては、やはり世宗代に確認がなされた「投壺」は、戯玩ではなく、精神を修養するためのものである²¹⁾。ということとその意義として定着させている。

その後でまず老宰相たちが会した場で試すことを命じている。ついで投壺儀を耆英宴のさいに行うことも決定し、そのさいの「投壺」の規定についても定めている。

○禮曹啓、耆英宴時、投壺儀、其日、耆英諸宰、行相會禮畢執事者、【内贍寺員。】設豊於堂内、在西近南、司射【訓練院六品員。】置壺於堂中。【以二矢半量置。】又設中於壺之西東、向盛算於中。【算之多少、視座上之人、每人四矢、亦四算。】執事者二人、【訓練院參外員。】奉矢、【每耦各四矢。】立於拾投者之左。司射告矢具、又請拾投手、執八算而起、樂作。【奏樂章、以節投壺。】左右各執四矢、更迭而投。有入者、司射、坐而釋一算卒投。【樂止。】司射、執算曰、左右卒投、請數。【二算爲純、一算爲奇。】數訖、以奇算告曰、某賢於某若干、純。【奇則曰奇、鈞則曰左右鈞。】又司射、命執事者、行罰爵、執事者、洗觶陸酌、坐而置於豊上。

不勝者跪取觶、勝者亦跪。不勝者飲訖、司射、請立馬。【立馬於釋算之前。】初耦一成訖、衆耦以次卒投、並如上儀、如是至三番而止。【取算、以立馬、謂之一成、每番釋算、立馬同。】三番訖、司射、以一馬從二馬、【若勝、耦得二馬、劣耦得一馬、撤取劣耦之一、以足勝耦之二、爲三。】又命執事者酌酒、請多馬者曰、三馬既備、請慶多馬。飲訖、【凡得三馬者、皆飲。】司射、請徹馬、坐定、行無算爵。

そして一三年三月一日には、政丞などに命じて「投壺」を行わせている。そのさいにも古人は投壺によって心を正す修行をしていたことが強調されて、月山大君を始め、宰相たちが「投壺」を行った。当時は、「投壺」意外に楽しめる遊戯が多くなかった時代で、「投壺」を一度始めると長時間にわたって楽しんだことが伺える。また国王も兎馬一頭や弓を賞品に与えている。

同年五月には、大規模に「投壺」を行っている。端午であるからという理由で実施しているところから、この成宗代の「投壺」には、太宗代と世祖代に意図されたような両班官僚たちとの信頼関係を修復するという目的よりも、端午という祝日に娯楽的な競技として出席者たちで楽しむという方向に転換していった形跡が見られる。ついで成宗十七年九月に実施された例をみると、国王が王宮の後苑で経筵堂上、弘文館員に酒席を設け、音楽を入れて楽しんでおり、さらに承旨、入直している兵曹、都摠府堂上、衛將往叅、永安道觀察使成俊までが呼び出され、弓矢で射侯をする者と「投壺」をする者に分かれて酔われない者がいないほど歓を極めて終わったという。同年九月にも実施しているが、その時には、さらに参加者の規模が拡大されていて、宗親一品以上、議政府、六曹叅判以上、儀賓府、漢城府、承政院、弘文館、藝文館、入直諸將などを呼び入れて実施している。

この頃から、国王と宗親や官僚たちとの親睦を深めるために、宴席とともにこの「投壺」を実施するという行事に定着し始めている。そこでつぎに成宗代に実施された「投壺」のさいに参加するようになった人士はどのような官僚たちであったかについて『成宗實録』に記載されている記事を列記してみる。

成宗一七年九月三日

1. 場所…後苑
2. 参加者…経筵堂上、弘文館官員、承旨、入直兵曹、都摠府堂上官、永安道觀察使
3. 賞品…鹿皮各一枚

成宗一七年九月二日

1. 場所…後苑
2. 参加者…宗親一品以上、議政府・六曹の参判、儀賓府・漢城府・承政院・弘文館・藝文館官員及び入直將帥

成宗一八年一月一八日

1. 場所…不明
2. 参加者…宗親一品以上、領敦寧以上、儀賓、承旨、入直將帥
3. 賞品…勝者に弓一帳。

成宗一八年三月一五日

1. 場所…北所
2. 参加者…経筵官
4. 賞品…堂上官 胡椒各七斗、堂下官 各三斗

成宗一八年七月二一日

1. 場所…不明
2. 参加者…経筵官堂上、弘文館、藝文館、政丞、宰相、承旨

3. 時間…朝から晩まで。

成宗一八年七月二二日

1. 場所…忠勳府
2. 参加者…経筵官、藝文館の官員、左承旨安処良、右承旨韓堰
3. 賞品…大鹿皮二枚、衫兒鹿皮二枚、弓五帳、胡椒二〇斗、油席三枚

成宗一八年五月一日

1. 場所…北所
2. 参加者…宗親一品以上、領敦寧以上、議政府・六曹の参判以上、漢城府の堂上官、入直兵曹・都摠府・承政院・弘文館・藝文館の官員
3. 賞品…鹿皮、角弓、胡椒など

成宗一八年八月二九日

1. 場所…後苑
2. 参加者…宗親、儀賓など
3. 賞品…胡椒二〇碩

成宗一八年三月二五日

1. 場所…後苑
2. 参加者…宗親

成宗一八年五月五日

1. 場所…西所
2. 参加者…一品以上の宗親、領敦寧以上、議政府・六曹の参判以上、漢城府堂上、儀賓府・承政院・弘文館の官員
3. 宗親と宰樞は心ゆくまで楽しみ飲むようにと命じ、日暮れまで続く。

成宗一八年七月三〇日

1. 場所…後苑

2. 参加者…領敦寧以上、六曹判書、入直兵曹・都摠府諸將、注書、史官

3. 賞品…兒馬一五頭を賭けの賞品として内賜し、勝者に一頭ずつ支給。

成宗二〇年五月五日

1. 場所…耀金門内
2. 参加者…二品以上の宗親、議政府・儀賓府・六曹・漢城府・承政院・弘文館・藝文館の官員、都摠府諸將
3. 賞品…国王は一日中楽しく遊び、早く帰る者なきようにと指示、玉石の大盃を出すのでそれで飲み、飲めない者は銀製の盃で飲むようにと指示。

成宗二〇年八月二四日

1. 場所…北所
2. 参加者…宗親一品、領敦寧以上、議政府・六曹参判以上・忠勳府・漢城府・儀賓府・承政院・弘文館・藝文館・都摠府諸將

成宗二二年九月九日

1. 場所…訓練院
2. 耆老宴
3. 参加者…訓練院官員、経筵官
4. 賞品…別造弓三帳、豹皮・白鹿皮各二枚。黒漆篋一、爐口一部、胡椒一〇斗

成宗二二年九月九日

1. 場所…北所
2. 参加者…入直諸將、承政院
3. 賞品…虎皮二枚、別造弓二帳、馬粧二部、蓑衣一部、胡椒一〇

斗を賭けさせる。

むすび

成宗代における上記の記録をたどると、まず「投壺」の開催回数、一年に二〜三回程度開催されており、それまでの国王の開催回数よりも次第に多くなってきている。ついで開催場所は、後苑、または北所、西所などで開催されていること、参加者をみると、宗親は一品以上であったものが、後になると二品以上の者も含まれるケースが生じている。官僚は初期から、正三品職の堂上官以上の官職のある重要な官司の官僚で、やはり堂上職以上の者が参加するのが原則のようになっていたが、すでにそれらの官司の堂上官以下の官員にも範囲が拡大されていたようである。賞品としては、勝者にたいし授与されるのが原則であったが、その賞品も次第に豪華になり、鹿皮、胡椒、虎皮などの高級品が与えられるようになっていった。しかもこの頃から賭博性を帯びるような形で国王が与えていったので、後世になって、庶民の間でも賭け事の一つとして楽しまれるようになったのではないかと思われる。王宮内で、このように行われていた「投壺」は、当然儒者たちの間にも広まる性格を持っていたようで、『禮記』に記載されていることが論理的根拠となり、しかもその精神修養的な面を強調しながら、「投壺」を行うことの正当性が主張されて、儒者たちの間にも広まっていったのであろう。李退溪の『陶山書院』にも「投壺」の道具などが残存しているのもその一例ではないかと考える。国王と官僚とのあいだの信頼関係が大きく損なわれた結果、国王は、「投壺」という儀礼をとおして官僚との信頼関係の修復に努めようとした行為ではなかったかと考える。

注

- ① 『朝鮮初期政治史研究』崔承熙著、二〇〇二、韓国知識産業社刊、三〇九〜三一〇頁。それ以外に、韓国で遊戯史として論究された先行研究としては、次のような論考がある。
 - 1 「投壺遊戯に関する史的考察、及び遊戯法」一、及び（續）、文榮鉉、韓国体育学会、「韓国体育学会誌」、第一一巻、一九七五。
 - 2 「退溪哲学における投壺のもつ意義」李振洙、韓国体育学会、「韓国体育学会誌」三四巻、一九九五。
 - 3 「韓国古代民俗遊戯に関する研究」趙成煥、梨花女子大学校韓国文化研究院、「韓国文化研究院論叢」第五一輯、一九八六、一一二。
 - 4 「韓国中世民俗遊戯に関する研究」趙成煥、梨花女子大学校韓国文化研究院、「韓国文化研究院論叢」第五三輯、一九八八、八。
 - 5 「朝鮮前期宮中遊戯の研究」趙成煥、梨花女子大学校韓国文化研究院、「韓国文化研究院論叢」第五五輯、一九八九、八。
- ② 『太祖実録』太祖元年八月己巳、二〇日条に「〇己巳立幼孽芳碩爲王世子。初功臣裴克廉、趙浚、鄭道傳請建世子、欲以年以功爲請、上重康氏意在芳蕃。芳蕃狂率無狀、功臣等難之、私相謂曰、若必欲立康氏出、季子差可。」及是、上問誰可爲世子者、未有以立長立功切言者。克廉曰、季子爲可。上遂決意立之。」
- ③ 『大東野乘』所収の李廷馨、『東閣雜記』に、「〇太祖神懿王后誕六男。恭靖王居第二。太宗居第五。神德王后康氏。生芳蕃芳碩。及公主適李澄。太祖嘗召裴克廉趙浚等于內殿。議立世子。克廉等曰。時平立嫡。世亂先有功。康氏潛聽之。哭聲聞于外。遂罷出。他日又召克廉等議。無復有以嫡以功爲言者。克廉浚退而議曰。康氏必欲立己出。芳蕃狂悖。其季稍可。遂請封芳碩爲世子。」
- ④ 同上書、同条に、「鄭道傳南閩等。附芳碩。忌諸王子。謀欲去之。密啓請依中朝諸皇子封王之例。分遣王子於各道。」
- ⑤ 同上書、同条に、「東閣雜記」上に、「卜者安植曰。世子異母兄。有天命者非一。道傳曰。即當除之。何患乎。義安君和知之。密告太宗。」
- ⑥ 同上書、同条に、「戊寅秋。太祖寢疾。道傳等託議移御事。召諸王子入來。欲因以作亂。令其黨在內謀之。前參贊李茂。亦其黨也。盡以其謀。潛

泄於太宗。時太宗與諸兄。恒宿於勤政門外。……(中略)、太宗率武士。謁道傳等。李穰方會于南閭妾家。明燈歡笑。伴從皆睡。使李叔蕃故發矢落于屋瓦上。因縱火焚之。道傳走匿于其隣判奉常閔富家。富呼曰。有蟠腹者。入我家矣。軍人入搜之。道傳匍匐杖劍而出。執詣太宗前。道傳仰曰。若活我當盡力輔佐。太宗曰。爾既負王氏。又欲負李氏耶。立斬之。其子游泳亦被殺。南閭潛逃隱于彌勒院圍幕。追兵殺之。」

⑦ 同上書、同条に、「芳碩之黨欲出軍。令軍士奉元良。登城覬之。則自光化門至南山。鐵騎彌滿。彼懼不敢出。人以爲神助。太宗使人傳語入直諸軍。令出來。相率縋城而出。勤政門以南一空。黎明太祖移御于清涼亭。浚等率百官。啓道傳閭等之罪。且請改封世子。太祖謂芳碩曰。於汝便矣。芳碩拜辭。賢嬪攀衣號哭。芳碩拂衣而出。又請出芳蕃。太祖曰。世子已矣。汝出去何妨。興安君李濟在傍。猶拔劍睥睨。公主謂濟曰。吾夫妻若歸靖安君第。則得生矣。芳蕃出西門。太宗執手曰。汝不聽吾言。以至於此。好去好去。都堂追殺于中路。初駭騎常侍下仲良。附芳碩上疏。請罷諸王子兵權。離間骨肉。至是執詣軍前。仲良曰。吾自近日。歸心於王子矣。太宗曰。彼口亦肉也。斬之。恭靖王。是日以祈禱事。齋宿于昭格殿。聞變徒步踰城。匿于禿音村家。翌日使人請之。乃還。太祖位於恭靖王。」

⑧ 『大明律』卷第十八 刑律 盜賊 【謀反大逆】条に、「凡謀反、大逆、但其謀者、不分首縱、皆陵遲處死、父子年十六以上、皆絞、十五以下及母女妻妾祖孫兄弟姊妹若子之妻妾、給付功臣之家爲奴、財產並入官、」と定められており、また謀叛条には、「凡謀叛、但其謀者、不分首縱、皆斬、妻妾子女、給付功臣之家、爲奴、財產並入官、」と定められている。

⑨ 『世祖實錄』卷五、世祖二年九月七日甲戌条に、「○傳旨義禁府曰、亂臣緣坐婦女内」とあり、その氏名が連記されている。

⑩ 『禮記』第四十、投壺条に、「魯令弟子辭曰、母嘸、母敖、母僭立、母踰言、僭立踰言有常爵、薛令弟子辭曰、母嘸、母敖、母僭立、母踰言、若是者浮、」

⑪ 太宗が上王の定宗を奉迎して酒宴を張り、投壺をおこない、世子、および宗親が同席している。1. 「上奉迎上王于廣延樓、置酒投壺、世子、宗親侍宴。上曰、吾爲上王插花、諸君毋得插花。以李宏之死未久也。」(『太宗實錄』卷三三、太宗一七年六月二日丙午条。) 2. 「○御廣延樓置酒、

仍觀投壺戲、世子、宗親咸侍。」(『太宗實錄』卷三三、太宗一七年六月二六日条。) 3. 「○御廣延樓、觀投壺戲、因置酒、世子、宗親侍宴。」(『太宗實錄』卷三四太宗一七年七月二日甲戌条。)

⑫ 『世宗實錄』世宗一三年六月一六日戊申条に、「○御慶會樓、觀宗親投壺、賜物有差」とあり、同年六月一八日条に、「○御慶會樓、觀宗親投壺、」同年六月二一日癸丑条に、「○御慶會樓、觀宗親投壺、賜物有差。」同一四年八月一五日辛丑条に、「○御慶會樓下、觀讓寧大君以下諸宗親投壺、仍設宴、夜分乃罷。」とみえる。

⑬ 『世宗實錄』世宗一三年六月二四日条に、「○傳旨書筵賓客…世子長於深宮、無所見聞、接人則顔色赧然、舉止羞澁。自今若宗親投壺 射侯、則令世子入侍、習見接人進退之儀何如、鄭招・尹淮等以爲、上之所爲、非禮不動、可令世子入侍觀感。申檣・鄭麟趾以爲、世子今方學問、未可習見雜事。上曰、**投壺**古人所以觀心術之邪正者、與焉可也、射侯則不令見之。」とある。

⑭ 『世宗實錄』世宗一八年四月九日乙巳条に、「○御勤政殿、以領議政府事黃喜、知中樞院事李孟昉、吏曹判書權蹈爲讀卷官、右副承旨金墩、集賢殿副提學安止・兪孝通、集賢殿直提學崔萬理・金鎭爲對讀官、重試文臣在東、初試舉子在西。乃出策題、王若曰、帝王爲治之道雖同、而爲政之方非一、要皆厚倫成俗、制寇安民而已。若稽唐、虞、命契而敷五教、命禹而征三苗。當是時、黎民於變、比屋可封、而有苗梗化、干羽之舞、七旬乃格。舜之文德、豈班師而始敷敷。三代迭興、文質損益、代各有治、其詳有可言者歟。可行於今日者、何事歟。大小宗之法、所以尊祖宗之義也。鄉飲酒之禮、所以明長幼之序也。射以觀德、**投壺**、以治心。周家之治、煥乎有文、後世莫及者、用此道也。自周以前、亦有行之者歟。其所以致雍熙泰和之治者、何道歟。薄伐獫狁、詩人美之。會戎于潛、《春秋》譏之、聖人待夷狄之道可見也已。庸、蜀、羌、髳與會於孟津。淮夷、西戎、雜處於東郊、何歟。降及後世、曰漢、曰晉、以迄于宋、化民之政、御戎之策、孰得而孰失歟。恭惟我太祖受天景命、太宗嗣受鴻業、文昭武烈、無讓古昔。予以諒德、繼承丕基、夙夜憂勤。罔敢或違、凡所施爲、仰惟前代時若。何以使人知尊祖敬宗而宗、子之法立。何以使人知長幼之序、而鄉飲之禮行。射者、六藝之一、而視爲武士之事、若之何、則射義復明。**投壺**、治身之具、

而徒爲豪俠之戲、若之何、則擁矢合禮、而賓主致敬歟。我國南隣島夷、北連野人、制禦之方、撫綏之策、固當熟慮、而審處之。茲者野人願居塞內、島夷來處海濱、若許其請、則有違《春秋》謹嚴之義、拒而不納、則有虧王者無外之仁、將何而可。子大夫博通古今、於此數者、講之熟矣。其各悉心以對、予將大用焉。仍幸慕華館、試武舉。」

⑮ 『世祖實錄』 世祖一三年一月三日壬辰條に、「○上引見宗宰等曰、今世子年已長學已足、其所以養世子、靡所不至。然居常與處、唯婦寺而已、不接士大夫、則無以別君子小人、無以知稼穡之艱難。自我先王、冬則擊毬、夏則投壺、春秋則弓射。今當冬月、正擊毬時也、予欲世子與諸勳盟擊毬、因論世務、則豈無小益、僉曰、允當。」

⑯ 『世祖實錄』 世祖三年二月六日條に、「○御慶會樓下、試武舉初重試。命都鎮撫及宰樞、射侯投壺。」

⑰ 『世祖實錄』 世祖三年七月六日癸亥條に、「○御慶會樓下設宴、宗親二品以上、議政府、六曹叅判以上、延昌尉、安孟聃、河城尉鄭顯祖、判中樞院事李澄石、雞林君李興商、漢城府尹李純之、洪元用、藝文提學金末京畿觀察使李承孫、宣傳官部將鎮撫司僕官等入侍。分左右、或射侯、或投壺。世子及宗宰以次進酒、命擊鍾聚闕內軍士於慶會樓池邊賜酒。」

⑱ 『世祖實錄』 世祖四年七月十九日甲辰條に、「○御慶會樓下觀射、讓寧大君禔、孝寧大君補、臨瀛大君瑬、誠寧君裊、益寧君移、延昌尉安孟聃、雲城府院君朴從愚、鈴川府院君尹師路、河東府院君鄭麟趾、左贊成申叔舟、右贊成黃守身、判中樞院事李仁孫、左叅贊朴仲孫、右叅贊成奉祖、吏曹判書韓明澮、兵曹判書洪達孫、都節制使楊汀、承旨等侍、或投壺射的。」

⑲ 『世祖實錄』 世祖三年一〇月二二日條に、「○御慶會樓下觀射、宗親及領議政鄭麟趾、左議政鄭昌孫、右議政姜孟卿、左贊成申叔舟、右贊成黃守身、坡平君尹巖、鈴川君尹師路、左叅贊朴仲孫、右叅贊成奉祖、知中樞院事楊汀、洪允成、兵曹判書洪達孫、京畿觀察使辛頌祖、承旨等及訓練觀

使梁誠之侍食。：（中略）命宰樞分左右投壺、較勝負。賭帑賜麟趾、孟卿、叔舟、頌祖、允成、錫文、摯、軾、鹿皮各一張、上謂麟趾等曰、漢高祖不能保全功臣、前年殺韓信、今年殺彭越、此其失處也。昌孫起啓、此真大失也。麟趾曰、漢高祖能納言善用人、此漢業所以興也。上曰、然古不云乎、好問則裕、自用則小。能自得師者王、謂人莫己若者亡。君道之體不過此語。上親習陣於後苑、以兼司僕、內禁衛爲左右隊、宰樞承旨乘司僕馬侍衛。上駐馬進酒。」

⑳ 同上書、同條に、「○迎接都監副使權引啓、明使云、我等欲投壺、速將壺矢來。命內藏青銅壺二事、具箭四十八枚送之。」とみえる。

㉑ 『成宗實錄』 成宗九年一〇月二七日條に、「○御經筵。講訖、上曰、古有投壺之禮、今何不行歟、知事洪應對曰、古有司馬溫公『投壺譜』。上曰、投壺非戲玩之事、要治心耳。」また同上書、同年一月二日條に、「○傳于承政院曰、投壺、非戲事也。其於老宰臣會處、試爲之。」

㉒ 『成宗實錄』 成宗十年七月二十九日條。

㉓ 『成宗實錄』 成宗一三年三月一日條に、「○御後苑、觀文臣射。分左右、：（中略）又謂吉甫等曰、爾等、則射侯矣。欲令政丞等投壺。謂政丞等曰、古人以投壺爲正心工夫。月山大君婷、及鄭昌孫、韓明澮、鄭顯祖、洪應、洪常、任光載、李約東等、爲耦投壺、日暮乃罷矣、成俊居首、賜兒馬一匹、其餘勝邊、各賜弓一帳。」

㉔ 『成宗實錄』 成宗一三年五月四日條に、「○傳曰、明日乃端午也。邇來久不見宰相、明日欲接見。但以年險、未果耳、其召領敦寧以上及政府、入直都摠府、兵曹諸將、承政院、弘文館餽之。或射侯、或投壺、各以相敵者爲耦。」

（二〇一〇・一〇・二八・脱稿）

（本学非常勤講師・元天理大学教授）